○厚生労働省令第四十号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・〇六六
昭和十六年度	二一・二八六
昭和十七年度	二〇・五三二
昭和十八年度	一九・八〇四
昭和十九年度	一九・一〇〇
昭和二十年度	一八・四二一
昭和二十一年度	一七・七六四
昭和二十二年度	一七・一二九
昭和二十三年度	一六・五一六
昭和二十四年度	一五・九二四
昭和二十五年度	一五・三五二
昭和二十六年度	一四・七九九
昭和二十七年度	一四・二六四
昭和二十八年度	一三・七四八
昭和二十九年度	一三・二五〇
昭和三十年度	一二・五〇七
昭和三十一年度	一一・八〇三
昭和三十二年度	一一・一三五
昭和三十三年度	一〇・五〇二
昭和三十四年度	九・九〇三
昭和三十五年度	九・三三四
昭和三十六年度	八・七九六
昭和三十七年度	八・二八五

改正前

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・〇四三
昭和十六年度	二一・二六三
昭和十七年度	二〇・五一〇
昭和十八年度	一九・七八三
昭和十九年度	一九・〇八〇
昭和二十年度	一八・四〇一
昭和二十一年度	一七・七四五
昭和二十二年度	一七・一一一
昭和二十三年度	一六・四九九
昭和二十四年度	一五・九〇七
昭和二十五年度	一五・三三五
昭和二十六年度	一四・七八三
昭和二十七年度	一四・二四九
昭和二十八年度	一三・七三四
昭和二十九年度	一三・二三五
昭和三十年度	一二・四九三
昭和三十一年度	一一・七九〇
昭和三十二年度	一一・一二三
昭和三十三年度	一〇・四九一
昭和三十四年度	九・八九二
昭和三十五年度	九・三二四
昭和三十六年度	八・七八六
昭和三十七年度	八・二七六